3　工業用水道計画官は、命を受けて、工業用水道に関する計画及び調査に関する事務を処理する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
区分	定員	備考
本省	四、五三九人	
資源エネルギー庁	四四四人	
特許庁	二、七九三人	
中小企業庁	一九四人	
合計	七、九七〇人	

（本省及び各外局別の定員）

第一条　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

改正前		
区分	定員	備考
本省	四、五五二人	
資源エネルギー庁	四四四人	
特許庁	二、七九三人	
中小企業庁	一九五人	
合計	七、九八四人	

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

規　則

人事院は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、デジタル庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年九月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―七七

デジタル庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（人事院規則一―〇の一部改正）

第一条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

第二十四号中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

（人事院規則一―二の一部改正）

第二条　人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

第二十号中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に、「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

（人事院規則一―三四等の一部改正）

第三条　次に掲げる規則の規定（題名を含む。）中「平成三十七年国際博覧会特措法」を「令和七年国際博覧会特措法」に改める。

一　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）第二条並びに別表の二十の表平成三十七年国際博覧会特措法の項及び規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の項

二　人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）第一条第一項

三　人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第三条第九号

四　人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第三条第十号

五　人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）題名、第一条から第六条まで、第八条、第九条第一号及び第十三条第二項

六　人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第三条第十号

七　人事院規則九―一三（休職者の給与）第一条第二号

八　人事院規則九―二四（通勤手当）第十六条第一号ロ、第十九条の二第一項第三号及び第十九条の三第二項第二号